

2003年1月20日

各 位

会 社 名 日商岩井株式会社  
代表者名 取締役社長 西村英俊  
(コード番号 8063)  
問合せ先 広報室長 神山秀夫  
電話番号 03 - 5520 - 2400

子会社の円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

日商岩井株式会社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社（NH2725）は2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関する開示を大証ヘラクレスに行いましたのでお知らせいたします。

（添付）アイ・ティー・エックス株式会社の開示資料

以上

平成15年1月20日

各 位

所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
会社名	ITX株式会社
代表者の役職名	代表取締役社長 横尾 昭信 (コード番号: 2725)
問い合わせ先	
責任者役職名	CFO 塩谷 誠司
電話番号	0 3 ( 4 2 8 8 ) 7 0 2 2

**2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行・親会社の異動  
並びに主要株主及び筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社とオリンパス光学工業株式会社との関係強化を目的として、平成15年1月20日付開催の当社取締役会にて2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、また同日付けで日商岩井株式会社とオリンパス光学工業株式会社間に日商岩井株式会社保有の当社株式のオリンパス光学工業への譲渡契約の締結がなされましたので、当社の親会社の異動、主要株主及び筆頭株主の異動が発生いたします。

上記に関し下記の通りお知らせいたします。

記

**・ 転換社債型新株予約権付社債に関し：**

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 社債の名称      | アイ・ティー・エックス株式会社2008年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という） |
| (2) 社債の発行価額    | 本社債額面金額の100%（各本社債額面金額1億円）   |
| (3) 新株予約権の発行価額 | 無償とする。  |

本報道文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。また、本報道発表文は、米国における本社債の販売のための募集を構成するものではありません。本社債は米国1933年証券法（その後の改正法を含み、以下「米国証券法」という。）に基づく登録がなされておらず、米国証券法に基づいて別途登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債は販売することはできません。

- (4) 払込期日及び発行日 2003年2月5日(ロンドン時間)
- (5) 募集に関する事項
- 1) 募集の方法 OLYMPUS ASSET MANAGEMENT LIMITEDの個別買取引受による海外における私募(但し、アメリカ合衆国を除く)。
  - 2) 引受証券会社 該当なし
- (6) 新株予約権に関する事項
- 1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
  - 2) 発行する新株予約権の総数 100個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面総額合計額を1億円で除した個数
  - 3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額及び行使価額 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。  
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株あたりの額(以下「行使価額」という)は、99,800円とする。
  - 4) 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定の理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する経済的価値と、本社債に新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得る経済的価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。なお各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とし、当初の行使価額は平成15年1月17日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を14.3%上回る額とした。
  - 5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本組入れない額 行使価額(但し、下記(8)によって調整された場合は調整後の行使価額)から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額(調整された場合は調整後の行使価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
  - 6) 新株予約権の行使請求期間 2003年2月17日から2008年1月20日まで

- 7) その他の新株予約権の行使の条件  
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 8) 行使価額等の調整  
行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 9) 消却事由及び消却の条件  
該当なし。
- 10) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い  
本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(7) 社債に関する事項

- 1) 発行総額  
100億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額
- 2) 社債の利率  
利息は付さない。
- 3) 満期償還  
2008年2月5日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。
- 4) 本社債の償還方法  
該当なし。
- 5) 本社債券の様式  
無記名式新株予約権付社債券
- 6) 本社債の担保又は保証  
なし。
- 7) 取得格付  
なし。

(8) 上場  
該当なし。

- (9) 代用払込に関する事項  
商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

## (ご 参 考)

## 1. 資金使途

## (1) 調達資金の使途

手取り総額 98 億 5 千万に関しては、投資育成会社として、新規投資育成案件への投資資金とする所存です。

## (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

## (3) 業績への影響

今期見通しへの影響はございません。

## 2. 株主への利益配分等

## (1) 利益配分に関する基本方針

配当に関しては、経営の最重要課題のひとつであり、株主資本の充実、更なる株主価値向上に繋がる新規事業への投資とのバランスの中で、利益処分を検討してまいります

## (2) 配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

上記方針に基づき、業績その他の諸条件を勘案し総合的に判断して決定しております。内部留保資金につきましては、投資育成案件への新規投資に活用する予定です。

## (3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 12 年 3 月期	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	2,632.24 円	8,612.31 円	21,401.63 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実績配当性向	- %	- %	- %
株主資本利益率	- %	8.49%	17.24%
株主資本配当率	- %	- %	- %

(注)1. 株主資本利益率は、決算期末の当期利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

(注)2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

## 3. その他

## (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近（平成 14 年 3 月末）の発行株式数（490,240 株）に対する潜在株式の比率は 20.4%となる見込みです。

## (2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

2001 年 12 月 14 日の株式上場の際し、下記の通り公募増資いたしました。

発行数 80,000 株

発行価額 255,000 円

資本組入額 127,500 円

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 12 年 3 月期	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期
始 値	- 円	- 円	280,000 円	293,000 円
高 値	- 円	- 円	379,000 円	301,000 円
安 値	- 円	- 円	180,000 円	55,000 円
最 終 価 格	- 円	- 円	300,000 円	87,300 円
株 価 収 益 率	-	-	14.0 倍	-

(注) 1. 始値及び終値はそれぞれ各期初及び各期末における株価、高値及び安値は各期中の株価で表示しています。但し、平成 14 年 3 月期初値については、平成 13 年 12 月 14 日の上場日で、平成 15 年 3 月期株価については、平成 15 年 1 月 17 日現在で表示しています。

(注) 2. 株価収益率は各期末時点での株価を基準に算出しています。

・ **親会社の異動及び主要株主である筆頭株主の異動に関し：**

平成 15 年 1 月 20 日付で、当社の親会社並びに主要株主であり筆頭株主である日商岩井株式会社とオリンパス光学工業株式会社間において、日商岩井株式会社が保有する当社株式をオリンパス光学工業株式会社に譲渡する旨の譲渡契約が締結されました。

**( 1 ) 親会社の異動：**

1 ) 親会社に該当しなくなる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本の額および事業の内容

名称	住所	代表者氏名	資本の額	事業の内容
日商岩井株式会社	大阪府大阪市中央区 今橋 2 丁目 5 番 8 号	代表取締役社長 西村 英俊	102,938 百万円	総合商社

2 ) 異動の前後における親会社の所有に係る当社の議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

(ア) 親会社の所有議決権の数

異動前 224,094 個 (うち間接保有分 14,530 個)

異動後 123,894 個 (うち間接保有分 14,530 個)

(イ) 総株主の議決権に対する割合

異動前 45.95% (うち間接保有分 2.98%)

異動後 25.40% (うち間接保有分 2.98%)

(注：上記は、直近で判明しうる平成 14 年 12 月 31 日における親会社の所有議決権数及び平成 14 年 12 月 31 日における総株主の議決権数より計算しております。)

3 ) 当該異動の理由

当社の親会社であった日商岩井株式会社がオリンパス光学工業株式会社に対し当社株式を譲渡する契約が締結されたため、本契約の履行により、日商岩井株式会社が親会社に該当しなくなるためであります。

4 ) 当該異動年月日 平成 15 年 1 月 30 日 (予定)

**( 2 ) 主要株主及び筆頭株主の異動に関し：**

1 ) 主要株主及び筆頭株主の異動に関わる株主の名称

名称	本店所在地	代表者	主な事業
日商岩井株式会社	大阪府大阪市中央区今橋 2 丁目 5 番 8 号	代表取締役社長 西村 英俊	総合商社
オリンパス光学工業株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 43 番地 2 号	代表取締役社長 菊川 剛	映像、医療、産業及びその 他製品の製造・販売

2) 当該株主の所有議決権数および総株主の議決権に対する割合

日商岩井株式会社	議決権の数	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	209,564 個	42.97%	1 位
異動後	109,364 個	22.43%	2 位

オリンパス光学工業株式会社	議決権の数	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	9,324 個	1.91%	8 位
異動後	109,524 個	22.46%	1 位

(注：上記は、直近で判明しうる平成 14 年 12 月 31 日における主要株主及び筆頭株主の所有議決権数及び平成 14 年 12 月 31 日における総株主の議決権数より計算しております。)

3) 当該異動の理由

当社の主要株主及び筆頭株主である日商岩井株式会社がオリンパス光学工業株式会社に当社株式を譲渡する契約が締結されたため、本契約の履行により、日商岩井株式会社が筆頭株主に該当しなくなり、オリンパス光学工業株式会社が主要株主及び筆頭株主に該当することになるためであります。

4) 当該異動年月日 平成 15 年 1 月 30 日 (予定)

(3) 親会社・主要株主及び筆頭株主の異動による影響

オリンパス光学工業株式会社は、2000 年 4 月の当社の営業開始時から当社の重要な株主の一社として資本参加しております。以来、オリンパス光学工業株式会社と当社は戦略的なパートナーとして、新規事業の発掘・開発を行ってきており、その中でも次世代の半導体分野及び医療デバイス関連分野においては、既に共同で合弁会社を設立し、事業化検討を開始しております。このたびの関係の強化により、オリンパス光学工業株式会社と当社は革新的で独創的な新規事業の創出、育成に拍車をかけることで、両社共に企業価値の向上を図ってまいります。今後は更に、オリンパス光学工業株式会社のコアコンピタンスである「オプトデジタルテクノロジー」(光学技術、デジタル映像技術、微小加工技術)、及び映像・医療・産業分野におけるグローバルな販売力・ブランド力と、当社の強みであるネットワーク分野等での専門性、新規事業創出能力、事業育成力を生かし、既存事業における競争力強化と新規事業を開発・展開してまいります。

また、上述の通り当社は今後オリンパス光学工業株式会社と、更に多くの独創的で革新的な新規事業の開発を行うと共に、引き続き当社独自または他のパートナーとも連携し事業の育成及び新規ビジネスの展開を行ってまいります。

以上